

平成29年7月10日

一般事業主行動計画

会社は、前行動計画での成果（育児2名、介護1名）を更に発展充実すべく、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を不断に行うとともに、次世代育成支援等について社会に貢献する企業となるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年9月1日～平成34年8月31日までの 5年間

2. 内容

目 標：育児・介護制度休業を利用しやすい環境を不断に整備するとともに、全従業員に対して継続的に育児・介護休業制度の周知を行い、意識の更なる向上を図る。

<対策>

- 平成29年9月～ 育児・介護休業制度等を掲載している社内就業規則が各事業所毎に見やすい場所（定位置）に備えてあるかを点検する（毎月）
- 平成29年9月～ 妊娠・出産・育児等に該当する従業員に対しては、関係上司から育児・介護休業制度の趣旨を直接伝達する。（随時）
- 平成29年9月～ 定例職員会議及び担当者会議等の場を活用し、管理職を含め育児・介護休業制度の周知・徹底を図る。（随時）